

公 告

分任契約担当官
自衛隊福岡病院
会計課長 小野 浩太郎

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号				
6SZ91ST00030		6SZ11C70005 0001								
品 名 または 件名										
春日駐屯地で使用する都市ガス										
部品番号 または 規格										
仕様書のとおり										
使 用 器 材 名										
予定数量	単位	銘 柄		使 用 期 限 等		グ ル ー プ		指定	検査	包装
1.00	ST									
納地または工事場所				引 渡 場 所						
福岡病										
搬 入 場 所				納 期 ま た は 工 期						
				令和8年4月1日（水）～令和9年3月31日（水）						

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「物品の販売」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

駐屯地用標準契約書、入札及び契約心得については、自衛隊福岡病院会計課事務室、西部方面隊ホームページに掲示

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：
入札日時場所：令和8年3月5日（木）11時00分 会議室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：単価 契約方式：一般競争

7 注意事項

- (1) 競争に参加する者に必要な資格に関する事項
- ア 予決令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- イ 予決令第71条の規定に該当しない者であること。契約担当官等から指名停止の処分を受けている期間中でないこと。
- ウ 令和07・08・09年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」で九州・沖縄地域のA、B、C、D等級の格付けされている者であること。
- エ 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- オ 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- カ 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- キ ガス事業法第3条に基づきガス小売事業の登録を受けていること。
- (2) 入札方法
- 入札書に記載する金額は、各社において設定する単価（定額基本、基本料金）及び都市ガス使用量に対する単価（都市ガス使用量料金）を、仕様書に提示する月毎の予定使用量に基づき算出した各月の対価の年間総価を入札金額とすること。なお、落札決定（同価の場合は、くじ引きにより決定）に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税法に規定する消費税率に基づく消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税法上で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を差し引いた

金額を入札書に記載すること。

(3) 落札方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この際、入札書に記載された年間の予定総価をもって判断する。

(4) 違約金に関する事項

落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。また、契約者が契約上の義務を履行しない場合は、履行予定日及び数量が予定されていない場合「(予定数量－履行済数量)×単価」の総額の100分の10以上を、また、履行予定日及び数量が予定されている場合は、解除を申し出た日以降の「履行予定数量×単価」の総額の100分の10以上を違約金として徴収する。

(5) 入札の無効

- ア (1) に示す入札参加資格のない者が行った入札。
- イ 入札金額、入札者氏名が判明し難い者の入札。
- ウ 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合。
- エ 電信・電話・ファックス等による入札。
- オ その他入札に関する条件に違反した入札。

(6) 契約書等の作成

ア 落札者は、落札決定後遅延なく都市ガス需給契約書を作成する。

イ 適用する契約条項

「談合等の不正行為に関する特約条項」、「暴力団排除に関する特約条項」

(7) 公告の掲示場所：西部方面隊ホームページ(<https://www.mod.go.jp/g sdf/wae/>)

自衛隊福岡病院会計課

(8) その他

ア 入札参加を希望する者は、入札参加資格を有し、ガス小売事業の登録を受けていることの2点を証明する書類を、令和8年3月2日(月)12時までファックス、等で提出すること。また、仕様書の質疑については仕様書担当に、契約書(案)については入札等担当に確認し、入札開始時には承諾しておくこと。

イ 郵便等による場合は、入札書を入れた封筒に、「入札件名、日時、場所」を記載して、令和8年3月5日(木)10時00分までに自衛隊福岡病院会計課に必着したものを有効とする。その際、送付後に入札等担当まで連絡すること。

また、入札金額が同額による場合は、当該入札に関係のない職員によりくじ引きを実施する。ただし、再度入札の場合は初度入札者に別途連絡する。

ウ 入札書の書式について、「入札及び契約心得」別紙様式第8に示すとおり誓約事項を誓約している旨を記載すること。

エ 入札関係委任を受けた者は、入札前に委任状を提出すること。

オ 最低価格の入札金額が契約等担当官等が定める調査基準額に該当する場合は、入札価格の内訳書等といった積算資料等を提出していただくよう依頼する可能性があります。

カ 積算資料等の提出に応じていただけない場合又は不十分な場合は、その旨説明を求める可能性があります。

キ 積算資料等の提出・説明に応じない場合又は不十分な場合は、「契約の内容に適合した履行がされないおそれがある」ものとして落札者としめない可能性があります。

(9) 入札等及び仕様書に関する問合せ先

〒816-0826

福岡県春日市小倉東1-6-1 自衛隊福岡病院

入札等担当：会計課 川内、山下 TEL：092-581-0431 (内線317, 216)

FAX：092-581-4828 (会計課直通)

仕様書担当：管理課 小野 TEL：092-581-0431 (内線239)

仕 様 書	作 成 部 ・ 課	総務部管理課
	作 成 年 月 日	令和 7 年 1 2 月 2 5 日
件 名	春日駐屯地で使用する都市ガス	

1 適用範囲

本仕様書は、自衛隊福岡病院における「春日駐屯地で使用する都市ガス」に必要な事項を規定する。

2 概 要

- (1) 需給場所 陸上自衛隊春日駐屯地 福岡県春日市小倉東 1－6 1
- (2) 業種及び用途 官公署（病院）

3 仕 様

- (1) 種類、熱量、需給圧力、需給先用途

- ア 種類 1 3 A
- イ 熱量 4 5 M J
- ウ 需給圧力 低圧
- エ 需給先用途

- (ア) 小型空調機器（ガスエンジンヒートポンプ）
- (イ) 空調機器以外のガス燃焼機器（給湯用簡易ボイラー、ガス給湯器、給食課厨房機器）

- (2) 予定使用量

（単位：m³）

年月	使用量 （一般）	使用量 （空調）	合計
令和 8 年 4 月	361	813	1, 174
令和 8 年 5 月	297	1, 090	1, 387
令和 8 年 6 月	292	3, 471	3, 763
令和 8 年 7 月	302	5, 673	5, 975
令和 8 年 8 月	269	4, 921	5, 190
令和 8 年 9 月	324	4, 236	4, 560
令和 8 年 1 0 月	425	2, 317	2, 742
令和 8 年 1 1 月	430	1, 508	1, 938
令和 8 年 1 2 月	715	3, 213	3, 928
令和 9 年 1 月	892	2, 837	3, 729
令和 9 年 2 月	505	3, 197	3, 702
令和 9 年 3 月	453	1, 594	2, 047
合計	5, 265	34, 870	40, 135

(3) 契約期間

自 令和8年 4月 1日

至 令和9年 3月31日

(4) 都市ガス使用量の検針

ア ガス供給事業者の検針方法 目視検針

検針は毎月1回、ガス小売事業者が定める検針日に一般ガス導管事業者が設置したガスメーターにより検針する。

イ ガス小売事業者が切り替わる場合における切り替え日については、次ガス小売事業者と官側の調整により決定する。また、切り替えに係る負担は、次ガス小売事業者が負うものとする。

(5) 検針ガスメーターの台数

25号：2台 16号：2台 10号：1台 6号：3台 合計8台

(6) 保安上の責任分界点

ガス小売事業者は、ガス事業法の定めるところにより、ガス工作物の末端バルブより先に接続される機器の調査、危険発生防止の周知に関する責任を負うものとする。なお、本支管等から末端バルブを含むガス工作物については、一般ガス導管事業者が保安責任を負うものとする。

4 ガス料金の算定

(1) ガス料金は、ガス小売事業者が定める供給条件により、1箇月毎に算定を行うものとする。

(2) ガス料金単価は、ガス小売事業者の一般ガス供給約款等に基づく原料費調整制度に準じ、調整を行うものとする。調整に使用する平均原料価格は、算定期間の5か月前から3か月前までの平均原料価格とする。（例：1月料金の調整は前年8月から10月の平均原料価格を使用）

(3) 基準平均原料価格は、85,350円／トンを基準とする。なお、石油石炭税等税課金は、LNG・LPGともに1,860円／トンとする。

5 その他

(1) 使用ガス量の単位は m^3 とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。

(2) 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。

(3) ガス小売事業者は、ガス事業法に基づき、関係省庁に届出しているガス小売事業の登録の写し等を提出するものとする。また、変更があった場合も同様とする。

(4) 請負者は、業務上知り得た情報並びに事項については、他に漏らしてはならない。また、需給期間終了後も同様とする。

(5) ガス需給に際し、疑義を生じた場合は、官側と協議するものとする。

(6) 提出する書類等において、官側から指示を受けたものは、速やかに提出するものとする。